

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年3月23日（平成28年（行情）諮問第251号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（行情）答申第320号）

事件名：特定日に特定警察署特定課勤務であった特定警部の氏名が記載されている文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、その全部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする「訴訟に関する書類」以外の行政文書（以下「本件対象文書」という。）を、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成28年1月4日付け熊本地検企第1号により熊本地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、訴訟に関する書類以外の行政文書（本件対象文書）を特定し、その開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

そもそも、訴訟に関する書類以外の行政文書を特定できない訳はなく、この「知り合いの警察官」が誰なのかを特定地検は知悉しており、私の被害事件（特定事件番号）において、この特定県警察官に対して、出頭を命じたのは他ならぬ特定地検の当時の特定役職（特定氏名E）である。明らかに被告訴人の氏名（知り合いの警察官のこと）がばれるのが嫌で「もみ消し及び隠蔽」を行っており、特定地検の落度であり、失当であり、違法な犯行である。なお、私がここまでして被告訴人の氏名を立証しなければ、特定地検はこの特定県警察官を故意にかばって、そのような人物は存在しないとまで言い張っており、判決謄本に出ているこの被告訴人をもう8年以上もかばって存在し

ないことにしてしまっており，国家権力を行使した横暴の犯罪である。又，私は数年前からこの「知り合いの警察官」を特定地検や特定県警察に対して，再三再四に亘り刑事告訴し続けてきたが毎回のよう言い訳や「そのような人物は存在しない」で告訴状等を返戻してくる。これらのことから，特定地検は組織ぐるみでの卑怯な「もみ消し及び隠蔽」を繰り返しており，いまだに威信や組織防衛を過度に重要視する風潮は続いており，もはや病弊である。

被害者の私がここまで言っても特定地検などの当局側は，前代未聞の特定県警察官による強盗致傷やシャブの営利及び使用等の極悪事件の不祥事をなにがなんでも時効成立させてしまおうという汚い手口（犯行）であり，絶対に許してはならない違法行為であるので，大至急で行政文書を開示するべきである。

もう，ここまでくると特定県の当局側は，クリーンハンズの原則及びアジャンプロヴォカトゥールを無視しまくっており，もはや最後の正義の砦と呼ぶには値しないチンケな検察である。ですので，行政文書が開示された場合，その書類は特定地検の嘘と偽りのもみ消し及び隠蔽を暴いて，きちんと犯罪者に正義の鉄槌を下させるために証拠として行使するものであり，特定地検が正当な公務を行ってればこのような努力は告訴人は本来ならしなくてもいいのである。私を人として，認めておらず，人権を侵害する愚かな不当行為であり，特定できないのではなく特定したくないの間違いであり，憲法の平等原則も何もあったものではない。

さらに，特定地検は私の民事訴訟においては加害者側に私の供述調書を渡すという物凄いことまでしてかしており，ヤクザ（悪）の味方であり，特定B年当時の特定地検の特定検事Fは，前記の特定組員の特定氏名Cらの共犯である「知り合いの警察官」らが，私に警察の捜査情報を漏洩したり，逮捕されなくても済むようにしてやるから，俺達の仲間になって，密売客をチンコロしたり上納金を毎月2万～3万円払えと脅してきた時に，何故に上納金を払って警察の犬になっておかなかったんだと特定刑事施設の取調室において堂々と申し述べている。ここまで腐りきっているのが特定地検の検事であり，職員である。このような極悪特定地検の管轄で，特定県警察と特定県内の暴力団員らの癒着が昔から行われており，終いには特定県警察官「知り合いの警察官」のように，シャブを使用して密売グループまでヤクザと共犯で作って手下から上納金まで継続して取ろうと

いうのであり、拒否し続けた私のような者は、強盗致傷までして仲間に引き込み御用密売をさせるのである。どう考慮しても今回のような事案は正義は私にあるのであり、どうか検事総長殿におかれましては、早急に特定地検（伏魔殿）に対して行政文書を開示させて、この被告訴人の「知り合いの警察官」とその手下の特定氏名Dを逮捕・起訴して司法の裁きを受けさせるようにして頂きたい次第で御座います。

（２）意見書

そもそも、こいつら検察官は、威信や組織防衛を過度に重要視する風潮が病弊と以前に、あれだけ全国民から言われ続けたのにもかかわらず、いまだに自己に不利益や不都合が生じることは、国家権力を行使して「もみ消し及び隠蔽」を行っているが、それを堂々と不開示決定は妥当であるという結論までほざいているところなど、もはや検察の同じ当局側の警察官をかばう横暴である。

また、現在この「知り合いの警察官」こと特定A年当時に特定県警察官のマル暴警部（男性）を特定地検に刑事告訴中であるが、同じ当局側の前代未聞の不祥事を明るみに出したいくない検察は、いつまで経過しても「そのような警察官は存在しない」「そのような事実は存在しない」で真摯に事件を取り扱わないまま、もうすぐ特定年程が経過いたします。検察がこの「知り合いの警察官」をきちんと処罰して司法の裁きを受けさせようとせず、この被告訴人をかばうから私は素人ながらやれるだけのことをやっている次第であり、本当はわかっているが知らぬふりして時効成立を狙っている特定地検が「いけない」のであり、正義を行えないばかりか、検察まで一緒になって極悪なのである。本件請求の情報開示を行うと被告訴人が特定されてしまい、今まで検察がさんざんついてきた嘘がばれてしまい、この「知り合いの警察官」が私に対して、強盗致傷を行ったり、守秘義務違反の情報漏えいを行ったり、この「知り合いの警察官」がボス格で運営していた特定組の特定氏名Cらと共犯の密売グループに私を加入して、毎月3万円の上納金（みかじめ料）を払えと脅迫して、私に密売客をリークさせて手柄にしようとしていたことや、御用密売させてその上がりを受け取ろうとしていたことなどが全てばれるのがいやで、このような卑怯な不開示を行っているのであり、特定できないのではなくて特定すると検察の「もみ消し」の犯行（悪事）が明るみに出て、大変なことになるのがいやで、特定したくないの間違いなのである。

検察は私が弁護士を雇えないのをいいことにやりたい放題の横暴である。更に私の被告，被害事件の両方を担当していた（特定C年～B年当時）に特定地検の特定役職であった特定氏名Eに尋ねれば，この「知り合いの警察官」を知悉しており，特定等は簡単にできるのである。それを私が毎回同じ主張に終始するから不十分というが，素人の私が行政文書の名称等をわかるはずもなく，「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならぬ」とは再確認したから努力義務を果たしているというのではなく，「知り合いの警察官」を特定して氏名や文書の名称等を教示して初めて公務（義務）を果たしたというのです。ですので，特定氏名Eが猛省しているのであればきちんとこの「知り合いの警察官」である被告訴人を特定させるべく発言するはずであり，又，「知り合いの警察官」の共犯である特定氏名Dや特定氏名C（ヤクザ）の供述調書を確認するか本人に直に尋ねれば良いのであり，きちんと真摯に公務を行えば私も何年も掛けて犯人逮捕のための努力をしなくて済むのであり，今では私が正義で当局側が極悪という逆の立場に成ってしまっており，愚かな検察（検事総長）と言わざるを得ない。いか，アジャンプロヴォカトゥールはクリーンハンズの原則に反する行為であり，現行法でもまだ認められておらんのか。法を遵守しなければならない検察（法の番人）が，このような汚いやり方を行ってはいけません。この国が滅んでしまいます。「秋霜烈日」とは今の私にこそふさわしいものであり，検事総長というよりもヤクザの総長のようなやり方は止めて，潔く「知り合いの警察官」の氏名等が記載してある行政文書を大至急で開示して，この被告訴人の逮捕に協力しなさい。御用密売が法で認められているのは，麻薬Gメンらだけであり特定県警察官には認められておりません。駄目なものは駄目であり，犯罪を行った警察官は私ら受刑者同様に司法の裁き（正義の鉄槌）を受けなければいけないのである。

私はなにも間違ったことは申し述べていないので，検察に自浄能力が存在しているのであれば，大至急で文書を開示して，この「知り合いの警察官」に対して，正義の鉄槌を下しなさい。巨悪を眠らせる極悪検事総長など早急に検察を去れ。自分たち当局側の犯行だけは「もみ消し及び隠蔽」というやり方は，もういい加減で止めてくれないと維新を起こすぞ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「特定日に特定警察署特定課勤務（特定記載）であった男性警部の特定姓 A（特定氏名 B ではない。「特定地方裁判所の特定番号」の判決謄本及び供述調書に記載してある加害者の特定組織組員である特定氏名 C 及び D 供述の「知り合いの警察官」のこと。）の氏名が記載してある書類 1 枚。判決謄本に記載してある氏名欄のみでも可。」を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件請求のうち、特定刑事事件の判決謄本及び供述調書の開示を求める部分については、そもそも判決謄本等は「訴訟に関する書類」に該当し、その存否はさておき、その請求自体からして、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53 条の 2 第 1 項の規定により、法の適用が除外されるとして、また、訴訟に関する書類以外の行政文書の開示を求める部分については、開示請求に係る行政文書を特定できないとして不開示決定（原処分）を行った。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁による原処分に対し、訴訟に関する書類以外の行政文書を特定できないわけではない、処分庁が故意に行政文書を開示しないので、審査請求を行い開示してもらいたい旨主張しているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

なお、前記特定刑事事件の判決謄本及び供述調書の開示を求める部分については、異議申立ての対象ではないため、説明を省略する。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 本件開示請求に係る補正等の経緯について

平成 27 年 10 月 23 日、処分庁において、行政文書開示請求書を受理した。

同年 11 月 16 日、処分庁において、同月 1 日付け「熊本地方検察庁企画調査課殿」と題する書面を受理した。

書面の内容は、開示請求書に記載した請求する行政文書の名称等のうち、「男性警部の特定姓 A」について、「特定地方裁判所の特定番号に記載してある加害者の特定組織組員である特定氏名 C 供述の「知り合いの警察官」のことである。」などと記載があった。

同年 12 月 9 日、処分庁において、同年 11 月 25 日付け

「熊本地方検察庁企画調査課殿」と題する書面を受理した。

書面の内容は、同月1日付け「熊本地方検察庁企画調査課殿」と題する書面のうち、「知り合いの警察官」について、「特定県警察本部や私が告訴状を送付したのを担当している検事を尋ねればわからない訳はない。」、「特定氏名Dを取調べなさい。」、「特定氏名DとCが調書にこの「知り合いの警察官」を供述している。」旨の記載があった。

同年12月11日、処分庁は、審査請求人に対して、補正依頼を送付した。

同月24日、処分庁において、同月15日付け補正書を受理した。

補正書の内容は、「判決謄本に記載してある特定県警察官（知り合いの警察官のこと）氏名欄のみでも可。又、特定署に特定課はないとか、特定姓Aなど存在しないとか言うから、判決謄本に記載してある（知り合いの警察官のこと）。」などと記載があった。

なお、処分庁は、2度に渡る書面については、開示請求書の補正と認めた。

(2) 本件不開示決定の妥当性について

ア 法4条1項2号の規定について

法4条1項2号は、開示請求をしようとする者は、「開示請求に係る行政文書を特定するために必要な事項」を記載した請求書を行政機関の長に提出しなければならないと規定している。

法4条1項2号の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政機関の職員が、行政文書開示請求書の記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足りると解される（平成19年度（行情）答申第355号）。

イ 法4条2項の規定について

法4条2項は、行政機関の長が開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定し、この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

相当の期間とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個別の事案に即して、実施機関によって判断されるものであり、「相当の期間」を定めて補正を求めた

にもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、不開示決定されることとなる。

また、「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならぬ」とは、行政文書の特定が不十分である場合の行政機関の対応について規定したものである。

ウ 行政文書の特定について

本件開示請求書に記載された内容について、一定範囲の行政文書を他の行政文書と識別する必要があるところ、審査請求人から、上記3の(1)のとおり、3度にわたり補正を受けたが、「判決謄本に記載してある特定県警察官(知り合いの警察官のこと)氏名欄のみでも可。」などの主張に終始するものであり、開示を求める行政文書を特定する具体的な内容とは言い難く、開示請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、当該補正から、本件対象文書を特定することは極めて困難であると認められ、また、これ以上、補正を求めても行政文書の特定に至らないと認められる。

なお、供述調書及び判決謄本は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の適用が除外されているため、本検討から除外した。

エ 補正手続の適正性

まず、「相当の期間」を定めて補正を求めているかということについて、処分庁が求めた補正については、審査請求人が、書類の受け渡しに制約がある状況で、書類の作成手段が限られていること等を勘案して、補正の期間を28日間と設定しており、相当の期間を定めて補正を求めているものと認められる。

また、「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならぬ」について、処分庁は、補正書2通を受理した上で、審査請求人が求める行政文書の再確認を行っている状況からすれば、その対応は、行政文書特定のための努力義務を果たしているとして認められる。

4 結論

以上のとおり、訴訟に関する書類以外の行政文書の開示を求める部分については、開示請求に係る行政文書を特定できないとして処分庁が行った不開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を

行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年3月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月25日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年8月4日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書のうち、判決謄本及び供述調書の開示を求める部分については、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当し、法が適用されないとして、また、「訴訟に関する書類」以外の行政文書（本件対象文書）の開示を求める部分については、開示請求に係る行政文書を特定できず、開示請求に形式上の不備があるとして、その全部を不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件請求文書のうち「訴訟に関する書類」以外の行政文書（本件対象文書）の特定とその開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件行政文書開示請求書の記載内容について

ア 法は、行政文書の開示請求を行う場合、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した開示請求書を行政機関の長に提出するものとしている（法4条1項2号）ところ、この「行政文書を特定するに足りる事項」については、開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載である必要があるものと解される。

イ そこで、当審査会において、本件行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載を確認したところ、別紙の2のとおり記載が認められるにとどまり、行政文書の名称、標題、記録されている情報の概要など、審査請求人が開示を求める行政文書を特定するに足りる事項は記載されていないことから、このままでは、本件開示請求の対象となる文書の特定が不十分であり、開示請求書に形式上の不備があると認められる。

(2) 求補正の経緯等について

この点、行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる旨規定している（法4条2項）ところ、理

由説明書の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた内容を踏まえると、本件開示請求に係る求補正の経緯等については、以下のとおりであると認められる。

ア 処分庁は、平成27年10月23日に、審査請求人から、本件行政文書開示請求書を受理した。

イ さらに、処分庁は、平成27年11月16日に、審査請求人から、同月1日付け「熊本地方検察庁企画調査課殿」と題する書面を、同年12月9日には、同年11月25日付け「熊本地方検察庁企画調査課殿」と題する書面をそれぞれ受理したが、いずれの書面にも、特定県警察官であった男性警部の特定姓Aは、特定地検が起訴した特定事件の判決謄本や特定氏名C等の供述調書などに記載されていて、特定地検の特定検事は知らないはずはないとか、特定姓Aについては、特定県警察本部や審査請求人が送付した告訴状を担当している検事に尋ねれば分からないわけではないなどと記載されているだけであった。

ウ 処分庁は、本件行政文書開示請求書及び上記イの審査請求人から送られた文書2通の記載を併せみても、開示請求の対象となる文書を特定することは困難であるとして、平成27年12月11日に、審査請求人に対して補正依頼の書面を送付したところ、同月24日に、審査請求人の同月15日付け補正書を受理した。

上記補正書には、別紙の1に掲げる内容のほか、「又、特定署に特定課はないとか、特定姓Aなど存在しないとか言うから、判決謄本に記載してある（知り合いの警察官のこと）。」などの記載があった。

エ 処分庁は、上記ウの回答を踏まえ、平成28年1月4日に原処分を行った。

(3) 求補正の手続の妥当性について

ア 上記(2)ウの処分庁が審査請求人に対して発出した補正依頼の書面について、諮問庁から提示を受けて当審査会において確認したところ、「開示を請求される行政文書の名称を特定するため、次のとおり補正を求めます。行政文書の名称について、「特定日に特定警察署特定課勤務（特定記載）であった男性警部の特定姓A（特定氏名Bではない。「特定地方裁判所の特定番号」に記載してある加害者の特定組織組員である特定氏名C及びD供述の「知り合いの警察官」のこと。）の氏名が記載してある書類1枚。」と特定してよいか」と記載されていることが認められる。

イ ところで、法4条2項は、開示請求書に形式上の不備があるため補正を求めるに当たり、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならないと定めているところ、当該補正依頼の書面には、上記アのとおりに特定してよいかと記載しているだけで、そもそも開示請求書及び上記(2)イの審査請求人から送られた文書2通の記載では、請求の対象となる文書の特定が困難であり、そのままではその請求に形式上の不備があることについては、何ら説明されていない。

また、処分庁からの補正依頼書に記載されている文書名は、別紙の2の本件行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載をまとめたものにすぎないと認められ、仮に審査請求人が当該文書名に補正することについて同意していたとしても、上記(1)イで述べたとおり、形式上の不備があるとして不開示決定がなされたものと考えられる。

ウ 以上のことからすると、開示請求書に形式上の不備があると認められる場合、処分庁としては、法4条の規定により、必ずしも開示請求者に対して補正を求める義務を負うものではないとはいえ、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましく、その際には、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならないという同条の規定の趣旨に鑑みれば、本件における求補正のやり方はその趣旨に沿うものではなく、相当ではなかったといわざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書以外の文書につき、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法が適用されないとして、また、本件対象文書につき、本件開示請求に対し審査請求人である開示請求者からその補正がなされなかったことにより、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として、本件請求文書の全部を不開示とした決定について、本件対象文書を不開示としたことについては、審査請求人に対し、開示請求する文書の名称等について更に補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるから、取り消すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 本件請求文書

「特定日に特定警察署特定課勤務（特定記載）であった男性警部の特定姓 A（特定氏名 B ではない。「特定地方裁判所の特定番号」の判決謄本及び供述調書に記載してある加害者の特定組織組員である特定氏名 C 及び D 供述の「知り合いの警察官」のこと。）の氏名が記載してある書類 1 枚。判決謄本に記載してある氏名欄のみでも可」

2 本件行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載

「文書の名称等素人の私には分らんが，特定日に特定警察署特定課勤務（特定記載）であった男性警部の特定姓 A（特定氏名 B ではない）の氏名が記載してある書類 1 枚であれば良い。氏名がわかればなんでもいいから特定しないし名称や内容等どうでもいい。被疑者の特定姓 A 警部の存在（当時）さえ確認出来る氏名さえ記載されていれば良い。」